

富士市道路・公園照明灯LED化 ESCO事業

募集要項

令和7年3月

富士市

<目次>

- 1 事業の趣旨・・・3
- 2 事業概要・・・3
 - (1) 事業名称・・・3
 - (2) 契約方式及び期間・・・3
 - (3) 事業対象・・・4
 - (4) 事業内容・・・4
- 3 応募条件・・・5
 - (1) 応募要件・・・5
 - (2) 応募者の役割・・・5
 - (3) 構成員の資格要件・・・5
 - (4) 市内事業者の活用・・・7
- 4 応募に関する留意事項・・・7
 - (1) 費用負担・・・7
 - (2) 提出書類の取扱い・著作権・・・7
 - (3) 知的財産の取扱い・・・7
 - (4) 市からの提供資料・・・7
 - (5) 応募者の複数提案の禁止・・・8
 - (6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止・・・8
 - (7) 構成員の変更の禁止・・・8
 - (8) 提出書類の変更の禁止・・・8
 - (9) 虚偽の記載の禁止・・・8
 - (10) その他・・・8
- 5 事業者選定及び契約の流れ・・・8
 - (1) 応募者の要件・・・8
 - (2) 応募資格要件の確認及び提案要請・・・8
 - (3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定・・・8
 - (4) 協定の締結及び詳細協議・・・8
 - (5) 調査・計画策定・設計等・・・9
 - (6) 債務負担行為・予算案の議決・・・9
 - (7) 契約の締結・・・9
- 6 事業スケジュール（予定）・・・9

7	提案募集及び応募の手続き・・・	10
(1)	募集要項及び仕様書等の公表・・・	10
(2)	本事業に対する質問・・・	10
(3)	参加表明書及び資格確認書類の提出・・・	10
(4)	参加資格確認結果、提案要請書の通知等・・・	11
(5)	参加を辞退する場合・・・	12
(6)	事業提案書の提出・・・	12
8	提案書に係る記載事項等・・・	13
(1)	基本事項について・・・	13
(2)	CO ₂ 削減効果の計算について・・・	13
9	提案書における提示条件・・・	13
10	審査及び審査結果の通知・・・	13
(1)	審査・・・	13
(2)	提案評価・・・	14
11	評価項目及び配点・・・	15
12	契約に関する事項・・・	15
(1)	契約の概要・・・	15
(2)	契約の時期・・・	16
(3)	契約保証金・・・	16
(4)	支払いの概要・・・	16
13	事務局・・・	16

1 事業の趣旨

富士市（以下「市」という。）では、「第三次富士市環境基本計画」及び「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編第三期計画）（改定）」に基づき、温室効果ガス排出量を削減し、気候変動の影響に適応した社会づくりを目指している。しかしながら、現在市が管理している道路照明灯及び公園照明灯のうち、ＬＥＤ化されているものは約26%にとどまっている。

加えて、平成25年10月に採択され、平成29年8月に発効された国際条約「水銀に関する水俣条約」により、水銀ランプの製造及び輸出入が令和3年より禁止、令和5年11月に開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」により、一般照明用の蛍光ランプの製造及び輸出入を令和9年までに段階的に廃止することとなったため、ランプの交換を早急に進める必要がある。

上記の市を取り巻く環境を鑑み、富士市道路・公園照明灯ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業（以下「本事業」という。）においては、道路照明灯及び公園照明灯について、大幅な省ＣＯ₂化が見込まれるＬＥＤ化を骨格とした設備改修を行い、ゼロカーボンシティへの取組みを確実に実行していくものとする。

なお、本事業においては、設備導入及び維持管理業務等において、民間のノウハウ、技術的能力を活用しつつ地域経済の発展を図れる「ＥＳＣＯ（Energy Service Company）事業」を導入することとしており、この趣旨と目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるために、提案の募集を公募型プロポーザルにより行うものである。

2 事業概要

(1) 事業名称

富士市道路・公園照明灯ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業

(2) 契約方式及び期間

ア 契約方式：ＥＳＣＯ契約（シェアード・セイビングス契約）

特記事項：シェアード・セイビングス契約とは、事業者の資金により省エネルギー改修を行い、市が事業者と光熱費等の削減保証を行うことを含めた契約を締結し、改修等の対価を分割して支払うことを指す。

イ 事業期間

協定締結の日から令和19年1月31日まで

ウ 契約期間

契約締結日から令和19年1月31日まで

エ ＥＳＣＯサービス期間

令和9年2月1日から令和19年1月31日まで（10年間）

※本事業では、優先交渉権者は市と協定を締結して、優先交渉権者の責任において調査・計画策定・設計業務等を実施し、詳細の事業費等を市に報告するものとする

る。市は報告を受けた事業費をもとに債務負担行為及び予算案を議会へ上程し、可決された場合に契約を行うが、否決された場合などは本事業の実施について見直し又は事業の中止の検討をする。なお、事業の中止となった場合は、それまでの費用について優先交渉権者の負担とする。

(3) 事業対象

事業対象は下記のア、イの設備とし、維持管理の対象に、ウ、エの市が新設した道路照明灯・柱等及び公園照明灯・柱並びに市に移管される道路照明灯・柱及び公園照明灯・柱を加える。

ア 道路照明灯・柱

富士市建設部道路維持課の管理する道路照明灯・柱

道路照明灯・・・管理対象：2,421 灯、更新対象：2,421灯

※うち、すでにＬＥＤ化済みの照明灯は659灯

※いずれも道路照明灯と同数の自動点滅器を含む

道路照明柱・・・管理対象：1,686本、更新対象：354本

イ 公園照明灯・柱

富士市都市整備部みどりの課の管理する公園に設置されている公園照明灯・柱（トイレの照明も含む。）

公園照明灯・・・管理対象：759灯、更新対象：759灯

※うち、すでにＬＥＤ化済みの照明灯は182灯

※380個の自動点滅器を含む

公園照明柱・・・管理対象：759本、更新対象：40本

ウ ＥＳＣＯサービス期間中に新設及び移管される道路照明灯・柱（期間中で100灯分。道路照明灯と同数の自動点滅器を含む。）

エ ＥＳＣＯサービス期間中に新設及び移管される公園照明灯・柱（期間中で100灯分。公園照明灯と同数の自動点滅器を含む。）

(4) 事業内容

ア 現状調査等

イ 電力契約の整合、電力契約申込み、共架申請

ウ 照明灯管理システムの構築及びデータ更新

エ 照明灯管理プレートの設置

オ 施工計画策定、設計、施工及び施工管理

カ 既設照明灯・柱設備の撤去、リサイクル及び廃棄処分

キ 設備の維持管理・保証（無償修繕等）

ク 省エネルギー効果の計測・検証・保証

3 応募条件

(1) 応募要件

- ア 応募者は、2 者以上の事業者で構成するグループとする。なお、構成員の上限は問わない。
- イ 応募者は、事業役割を担う代表者を1 者選定し、その代表者が応募、提案、市との連絡窓口、契約等の諸手続きを行い、事業の遂行の責を負うものとする。
- ウ 応募者は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- エ 応募者は、参加表明書及び資格確認書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- オ 応募者は、各種対策により対象設備の省エネルギー効果を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。
- カ 応募者は、維持管理及びシステムサポートを円滑に行うため、迅速な対応ができる者であること。
- キ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員及び下請け事業者になることはできない。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割を全て担い、各役割につき1 者の構成員が分担するものとする。ただし、その他役割は複数の構成員が分担することも可とする。なお、構成員が複数の役割を兼務することはできるものとする。
 - ア) 事業役割：応募、提案、市との連絡窓口、契約等の諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。
 - イ) 調査・設計役割：設備設計及び電力契約の整合に関する業務を実施する。
 - ウ) 施工役割：施工計画及び管理・施工に関する業務を実施する。
 - エ) 維持管理役割：維持管理に関する業務を実施する。
 - オ) その他役割：上記ア)～エ) 以外の業務を実施する。なお、応募者の判断によりその他役割から適宜役割を抽出し、新たな役割を追加することができる。
- イ 応募者は、参加表明書提出時に構成員間の役割に関する協定書又は合意書を市に提出すること。なお、その協定書又は合意書には、各役割の構成員全員が、市に対し連帯責任を負う旨の条項を含むこと。

(3) 構成員の資格要件

- ア 構成員全員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア) 日本国内に本社（主たる事業所）を有する者であること。
 - イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第1 項の規定に該当していないこと。
 - ウ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

- エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11 年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ) 「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- キ) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア
- 1 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- 5 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。
- 6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11 年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者。
- 7 国税及び市税を滞納している者。
- イ) 本プロポーザルに参加しようとする他の応募者の構成員との間に資本関係（会社法上の「親会社」と「子会社」の関係又は会社法上の「親会社」が同じ「子会社」同士の関係）又は人的関係（一方の会社の「役員」が、他方の会社の「役員」を兼ねている関係）がないこと。
- ロ) 事業役割を担う構成員（代表者）は、アに定める要件のほか、次に掲げる要件を満たしていること。
- 1) 参加表明書提出時に市の令和6・7年度物品の買入れ等競争入札参加資格リース・レンタルのいずれかの営業種目に登録されている者又は登録されておらず登録の申請を行っている者であること。
- 2) 1事業3,000灯以上の道路照明灯及び公園照明灯のESCO又はリース事業の実

績（国の機関又は地方公共団体が発注した業務を直接受注したものに限る。）を有すること。ただし、設備導入中（施工中）のものや、防犯灯は実績に含まない。

ウ 施工役割を担う構成員は、アに定める要件のほか、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア) 参加表明書提出時に市の令和 6・7 年度建設工事競争入札参加資格電気工事に登録されている者又は登録されておらず登録の申請を行っている者であり、市内に主たる営業所を有する者であること。

イ) 参加表明書提出時に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき電気工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 維持管理役割を担う構成員は、アに定める要件のほか、次に掲げる要件を満たしていること。

ア) 参加表明書提出時に市の令和 6・7 年度建設工事競争入札参加資格電気工事に登録されている者又は登録されておらず登録の申請を行っている者であり、市内に主たる営業所を有する者であること。

(4) 市内事業者の活用

施工及び維持管理役割の下請け業者の選定においては、可能な限り市内事業者（提案書の提出日において市に 1 年以上、事業所等を有する者）を優先的に活用し、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

4 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、市は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。

(3) 知的財産の取扱い

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

(4) 市からの提供資料

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は1件を上限とする。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市が認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり且つ市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合又は重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は提案書を無効とし、失格とする。

(10) その他

本事業提案への応募者が1者であった場合であっても、市の定める評価得点を上回る提案であった場合は、最優秀提案者として契約に向けて交渉を行う。

5 事業者選定及び契約の流れ

(1) 応募者の要件

本事業提案募集への応募者は「3 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書（又は電子メール）で要請する。

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

富士市道路・公園照明灯LED化ESCO事業提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案内容を審査し、最優秀提案者1者（以下「優先交渉権者」という。）及び優秀提案者1者（以下「次点交渉権者」という。）を選定する。

(4) 協定の締結及び詳細協議

優先交渉権者は市と協定を締結し、優先交渉権者の提案に基づく施工に係る調査・

計画策定・設計等の諸条件及び契約を締結するまでの諸条件について協議を進めるものとする。

(5) 調査・計画策定・設計等

(4)の協議を踏まえ、優先交渉権者の責任において調査・計画策定・設計業務等を実施し、概算の事業費等を令和7年7月末日までに報告し、詳細の事業費等を令和7年9月末日までに市に報告するものとする。

(6) 債務負担行為・予算案の議決

市は、優先交渉権者等と協議を行い、協議が整った場合、債務負担行為及び予算案について議会へ上程する。

(7) 契約の締結

(6)の債務負担行為及び予算案が事務局案どおり可決された場合、市は優先交渉権者と契約を締結する。減額された場合については、優先交渉権者とESCO契約条件について協議し、合意した場合は修正した契約を締結する。また、否決となった場合などは、本事業の実施について見直し又は事業の中止の検討をする。なお、事業の中止となった場合は、それまでの費用については、優先交渉権者の負担とし、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次点交渉権者との協議を行うことがある。

6 事業スケジュール（予定）

	項 目	日 程
1	募集要項の公表（市ウェブサイトで公開）	令和7年3月17日
2	質問受付期間	令和7年3月17日～令和7年3月24日
3	質問回答	令和7年3月31日
4	参加表明書受付期間	令和7年3月31日～令和7年4月3日
5	参加資格確認結果の通知 提案要請書の通知	令和7年4月8日
6	提案書の受付	令和7年4月11日～令和7年5月9日
7	プレゼンテーション、ヒアリング	令和7年5月16日
8	優先交渉権者等の決定、選考結果通知	令和7年5月20日
9	協定締結・詳細協議	令和7年5月20日～令和7年6月3日
10	調査・計画策定・設計等	令和7年6月3日～令和7年9月30日 [概算事業費報告]～7月31日 [詳細事業費報告]～9月30日
11	契約締結	令和8年4月上旬
12	施工等	令和8年4月上旬～令和9年1月31日

13	維持管理（E S C Oサービス期間）	令和 9 年 2 月 1 日～令和19年 1 月31日
----	---------------------	-----------------------------

7 提案募集及び応募の手続き

(1) 募集要項及び仕様書等の公表

令和 7 年 3 月17日から市公式ウェブサイトにて公表する。

(2) 本事業に対する質問

ア 質問書の提出

本事業に関し質問がある場合は、質問書（様式第 1 号）を提出することができる。質問書は以下のとおり提出すること。なお、本事業の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

イ 提出期間

令和 7 年 3 月17日午前 9 時00分から令和 7 年 3 月24日午後 5 時00分までとする。
ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

ウ 提出方法

電子メールとし、表題に「富士市道路・公園照明灯 L E D 化 E S C O 事業質問書」と明記する。なお、送信者に翌営業日までに到着確認メールを市より送信する。届かない場合は市に電話にて確認を行うこと。

エ 提出先

事務局へ提出（「13 事務局」P.16 参照）

オ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和 7 年 3 月31日に市公式ウェブサイトに掲載することとし、回答に関する電話、口頭による個別対応は行わない。また、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わない。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を次のとおり提出すること。

ア 参加表明書の受付期間

令和 7 年 3 月 31 日午前 9 時 00 分から令和 7 年 4 月 3 日午後 5 時 00 分までとする。
ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

イ 提出方法

持参による。

ウ 提出先

事務局へ提出（「13 事務局」P.16参照）

エ 参加表明時の提出書類

次の書類を正本 1 部、副本 3 部（写し可）として提出すること。なお、各書類にそれぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4 縦長ファイルに綴じた

ものを各様式に記載されている添付書類とともに提出すること。

7) 参加表明書（様式第2号）

事業役割を担う構成員（代表者）名で作成し、提出すること。

1) 応募者グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、調査・設計役割、施工役割、維持管理役割、その他の役割（役割名を記載すること））を明確にすること。また、構成員の間で交わされた協定書又は合意書を添付すること。

2) 企業概要等

次の書類のうち、a～cは応募者の全ての構成員がそれぞれ作成、dは応募者グループでまとめて作成、eは事業役割を担う構成員（代表者）が作成し、提出すること。

a 企業概要（様式第5号の1）

b 企業状況表（様式第5号の2）

c 有資格技術職員内訳表（様式第5号の3）

d 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の4）

e E S C O・リース事業実績一覧表（様式第5号の5）

3) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第6号）

応募者の全ての構成員が提出すること。

4) 印鑑証明書

応募者の全ての構成員の所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものとする。

5) 商業登記簿謄本

応募者の全ての構成員の現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

6) 納税証明書

応募者の全ての構成員の最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所等が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

7) 財務諸表等

応募者の全ての構成員の最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表等も添付すること。

(4) 参加資格確認結果、提案要請書の通知等

令和7年4月8日に参加資格の確認結果及び提案要請書を事業役割を担う構成員（代表者）に文書で連絡する。

(5) 参加を辞退する場合

提案要請書を通知された応募者が以降の選定参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日午後５時00分までに提案辞退届（様式第７号）を１部、事務局に持参または郵送（必着）すること。

(6) 事業提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本プロポーザルの事業提案書を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和７年４月11日午前９時00分から令和７年５月９日午後５時00分までとする。

ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

イ 提出方法

持参による。

ウ 提出先

事務局へ提出（「13 事務局」P.16 参照）

エ 事業提案時の提出書類

次の書類を正本１部、副本１２部（写し可）として提出すること。なお、各書類にそれぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A４縦長ファイルに綴じたものを各様式に記載されている添付書類とともに提出すること。また、事業提案書の電子データ一式（添付書類等も含む。）をCD-R又はDVD-Rに納めて併せて提出すること。

ア) 提案書提出届（様式第８号）

イ) 提案総括表（様式第９号の１～３）

ウ) 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第１０号）

エ) 使用機器提案書（様式第１１号）

オ) 工事中の対応・廃棄計画書（様式第１２号）

カ) システムに関する提案書（様式第１３号）

キ) 維持管理等提案書（様式第１４号）

ク) 業務工程計画書（様式第１５号）

ケ) 事業資金計画書（様式第１６号の１～３）

コ) 計測・検証計画書（様式第１７号）

サ) 市内事業者の活用に関する提案書（様式第１８の１～２）

シ) 契約終了後の対応（様式第１９号）

オ その他

ア) 事業役割を担う構成員（代表者）が提出すること。

イ) 原則A４判の用紙とする。また、カラー印刷も可とする。

ウ) 各様式の注意事項をよく確認して作成すること。

8 提案書に係る記載事項等

(1) 基本事項について

ア 提案書の無効

本プロポーザルは本事業についての提案を求めるものであり、本募集要項に記載された事項に関係しない提案又は本募集要項及び仕様書等に示された条件に適合しない提案については無効とする場合がある。ただし、応募者による独自の追加提案等を妨げるものではない。

イ 提案書の様式について

別紙「富士市道路・公園照明灯LED化ESCO事業プロポーザル提出書類様式」に示すとおりとする。なお、文字サイズは原則として10.5ポイントを基本とするが、可読性に配慮したサイズの使い分けは可とする。

ウ 会社名等の表示について

事業提案時の提出書類（提案書提出届は除く。）には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

(2) CO₂削減効果の計算について

CO₂削減効果等に関する計算においては、以下の数値を使用すること。

CO ₂ 排出係数	年間点灯時間
0.408 (kg-CO ₂ /kWh)	4,000時間

9 提案書における提示条件

応募者は次の条件に基づき提案書を作成すること。

- (1) シェアード・セイビングス契約を実施できること。
- (2) 市の事業スケジュールに基づき、調査、工事等を遂行することができること。
- (3) 維持管理業務期間中に市が新設した道路照明灯及び公園照明灯や、開発行為等により応募者以外のものが設置し、市に移管される道路照明灯及び公園照明灯についても、システムにデータを反映したうえで契約終了まで維持管理を行うこと。
- (4) 施工完了予定日を明記すること。
- (5) 「6 事業全体スケジュール」で示した期間内に施工が完了しない場合、LED化が完了するまで、電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。ただし、災害又は天候不順等の理由により工期の延長を検討する必要がある場合は、安全確保の見地から、市と協議を行うものとする。

10 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

市が設置する選定委員会が、事業計画、実施体制、使用機器及び管理システム、維持管理、環境及び安全性への配慮、市経済への寄与、機器や省エネ保証などの観点から「富士市道路・公園照明灯LED化ESCO事業提案採点表」により、総合的な審

査を行い、優先交渉権者、次点交渉権者を選定する。ただし、評価点について市が期待する水準を下回る提案は採択しない。

(2) 提案評価

ア 審査日程及び方法

ア) 日 程 : 令和7年5月16日(予定)

※応募者数により時間割を行い、改めて市より連絡をする。

イ) 方 法 : プレゼンテーション形式

ウ) 提案時間 : 説明20分以内 質疑10分程度(予定)

エ) 参加人数 : 4名以内

カ) 注 意 点

- a プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うことを原則とするが、パワーポイント等を用いることも可とする。その場合、提案書の内容に沿ったものとし、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。
- b 説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコンは応募者が持参すること。(スクリーン及びプロジェクターは市にて用意)
- c プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは原則不可とする。

イ 結果通知

審査結果は、令和7年5月20日(予定)に電子メールにより通知する。また、市公式ウェブサイトにも掲載する。

ウ 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア) 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合。
- イ) 提出した書類に虚偽の記載があった場合。
- ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- エ) 本募集要項に違反すると認められる場合。
- カ) 参加表明書提出時に必要な競争入札参加資格に登録されておらず登録の申請を行っている者が、競争入札参加資格の認定をされなかった場合。

11 評価項目及び配点

大分類	小分類	No	評価項目	評価点
客観評価	実績	①	国または地方公共団体の発注事業で道路・公園照明灯に関して、事業役割の ESCO・リース業務実績があること（サービスが開始しているものに限る）。	15
	環境	②	二酸化炭素排出の削減効果（％）が高く地球温暖化対策に有効であること。	25
	費用	③	削減保証額が高いこと。	10
	費用	④	ESCO サービス料が安いこと。	30
	期間	⑤	施工の期間が短いこと。	5
	その他	⑥	市内への発注予定比率が高いこと。	30
主観評価	全体	⑦	提案が全体としてバランスが取れ、具体性・妥当性があること。	10
	調査	⑧	調査、計画策定、設計等に係る業務の遂行及び期限までに同業務を完了できることについて確実性があること。	20
	調査・維持管理	⑨	照明灯管理システムについて、データベースの内容、データの管理方法等について、高い精度・品質が期待できること。	20
	施工	⑩	工程管理、品質管理の品質、十分な施工体制が確保されており、期限までに工事を完了できる確実性があること。	10
	施工（安全）	⑪	交通安全管理、交通規制、廃棄計画等について、具体的な記載があり、かつ近隣住民や交通等に配慮があること。	10
	設計	⑫	夜間照度、灯具色、光色などについて設置場所に応じた灯具選定がされていること。	15
	維持管理	⑬	維持管理に係る実施体制が十分であり、業務遂行等に確実性があること。	20
	維持管理	⑭	契約終了後の対応について、具体的な提案があること。	5
	その他	⑮	事業者独自のノウハウや工夫に基づく追加提案があり、有益かつ具体的な提案があること。	15
合 計				240

12 契約に関する事項

(1) 契約の概要

市と優先交渉権者が本募集要項、提案書、議会で可決された予算案等に基づき、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容、支払い方法などを契約に定めるものとする。また、市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法、時期等について明記するものとする。

(2) 契約の時期

令和8年4月（予定）

(3) 契約保証金

免除

(4) 支払いの概要

E S C Oサービス料支払期間は、E S C Oサービス料の支払いは令和9年2月から令和19年1月までとする。支払方法は年額均等払いとするが、年間の支払い回数と時期については、本市と優先交渉権者協議との協議によるものとする。

13 事務局

担当窓口：富士市役所 環境部 環境総務課 環境政策担当

所在地：〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

電話番号：0545-55-2902

FAX番号：0545-51-0522

電子メール：ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

ウェブサイト：<https://www.city.fuji.shizuoka.jp>